

「さがみはら都市経営戦略」策定方針

1 策定の趣旨

本市は、平成7年度に「相模原市行政改革大綱」を策定して以来、事務事業の見直しや経費節減など、継続的に行政改革を進めて一定の成果を上げるとともに、平成17年度からは、新たに都市経営の視点も踏まえた中で、積極的な歳入確保や民間委託化の推進、指定管理者制度の導入などの行財政改革に取り組んできた。

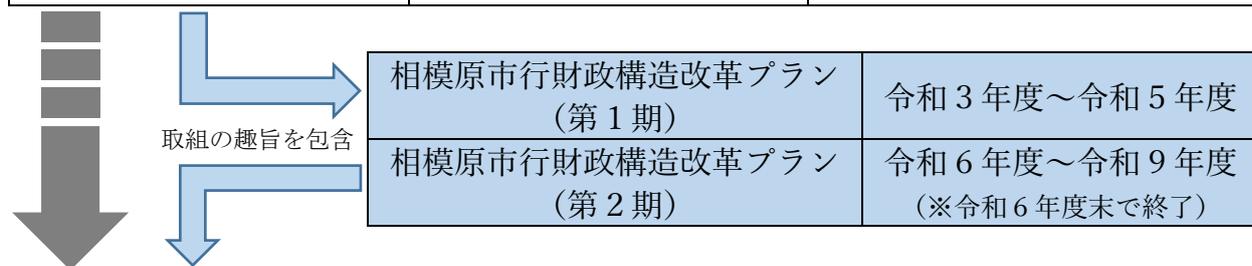
一方で、長期財政収支の推計による多額の歳出超過が見込まれるなど、本市の厳しい財政状況を踏まえ、令和3年4月には行財政構造を抜本的に改革するための「相模原市行財政構造改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を策定し、歳入の確保や歳出の適正化を始めとする様々な改革に取り組んできた。その結果、財政健全化の目標の早期達成が見込める状況になったことから、改革プランについては令和6年度末をもって終了することとした。

こうした中、本市が将来にわたり更なる成長・発展を続けていくためには、引き続き、不断の行財政改革に取り組みつつ、必要な施策をより効果的かつ着実に推進し、多くの人や企業に選ばれる魅力的なまちづくりを進める必要がある。

このため、本市の将来像である「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、これまでの「さがみはら都市経営指針」などの考え方を踏まえつつ、将来を見据えた持続可能な都市経営を推進するための戦略を示すものとして「さがみはら都市経営戦略」（以下「本戦略」という。）を策定する。

【行財政改革等の取組経過】

名 称		計 画 期 間
相模原市行政改革大綱		平成7年度～平成10年度
新相模原市行政改革大綱	実施計画	平成10年度～平成13年度
	第二次実施計画 ～さがみの風～	平成14年度～平成16年度
さがみはら 都市経営ビジョン	アクションプラン	平成17年度～平成21年度
	アクションプラン（改定）	平成22年度～平成24年度
さがみはら都市経営指針	実行計画	平成25年度～平成28年度
第2次さがみはら 都市経営指針	実行計画	平成29年度～令和元年度



さがみはら都市経営戦略

2 期間・位置付け等

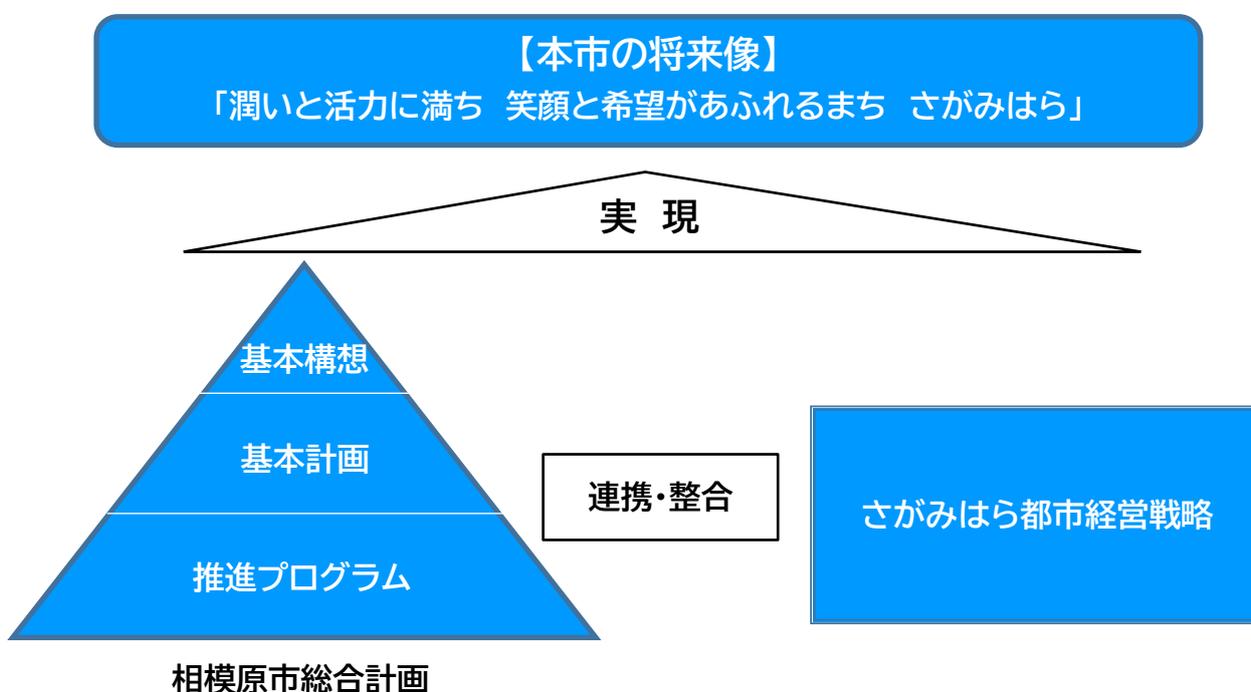
(1) 期間

令和7年度から令和9年度まで

(2) 位置付け・枠組み

本戦略は、相模原市総合計画と連携・整合を図りながら、持続可能な都市経営の推進を図る観点から、同計画の基本構想で描く本市の将来像の実現に貢献するとともに、同計画に基づく施策・事業を効果的かつ着実に進めるものとして位置付ける。

また、本戦略に基づく取組の効果などを客観的かつ適正に評価できるよう、適切な目標や指標を設定し、市経営評価委員会による評価など、PDCAサイクルによる進行管理を行う。



3 策定にあたっての考え方

本戦略は、市総合計画に基づく施策・事業が効果的かつ着実に進められるよう、これまでの本市の取組や現状を踏まえつつ、また、都市経営の視点と将来を見据えた中長期的な視点を持ちながら、次の考え方に沿って策定を進める。

(1) 市民参加・多様な主体との共創・自治体間連携の推進

市民や企業等の多様な主体と課題や目標を共有し市の取組に対する理解の醸成を図りながら共創の取組を進めるため、情報発信方法の充実などにより市政の透明性を高め、多様な主体の意見を政策決定のプロセスに反映させるなど、市政参加の取組を

推進するほか、公民連携（PPP）を推進し、市民満足度の高い行政サービスの提供と効果的で効率的な事業実施を図る。

さらに、他の指定都市や近隣自治体はもとより、国や県との連携を強化し、広域的な行政課題に一体的に取り組むことで、スケールメリットを生かした市民サービスの向上や行政運営の効率化・最適化を図る。

（２）大都市としての役割・責任を果たすための効果的な取組

指定都市として、また圏域をリードする大都市としての役割・責任を果たしつつ、市民サービスの更なる向上のため、地理的特性や都市構造など、本市の実情に応じた事務・権限とそれに見合った税財源の移譲に向けて取り組むとともに、都市内分権の視点を踏まえ、各区・地域の特性を生かしたまちづくりを推進する。

（３）中長期的な視点による財政運営

少子高齢化が進行し社会経済情勢が激しく変化する中であっても、様々な行政課題に迅速・的確に対応しつつ、市民サービスの向上や本市の成長・発展につながる施策展開などを図るため、中長期的な視点を持って財政運営に取り組む。

併せて、本市が持つ資源を最大限に活用した積極的な歳入の確保や事業の選択と集中による歳出の適正化、公共施設マネジメント推進プラン等に基づく公共施設等の見直しに継続的に取り組むことにより、将来の財政需要の変化にも柔軟に対応できる安定した行財政基盤を維持する。

（４）行政サービスの適正化と効果的な行政運営

社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉えた効率的で利便性が高い持続可能な行政サービスを提供するとともに、サービスに係る受益と負担の適正化を図る。

また、市民から信頼され、より効果的な行政運営を進めるため、事務事業や職員定数の更なる適正化や効果的な行政評価に取り組むほか、DXの推進や職員の能力・意識の向上などを図る。

（５）本市の成長・発展と市民が誇れる風格と魅力を備えた都市の実現

将来にわたり本市が成長・発展を続けるため、地方創生の視点に立った「少子化対策」・「雇用促進対策」・「中山間地域対策」と、本市の個性を生かした「子育て」・「教育」の充実や「まちづくり」の推進などに強力に取り組むほか、本市が多くの人や企業に選ばれることにつながる取組など、税源涵養^{かん}に資する効果的な施策を推進する。

また、こうした施策展開などによる本市の魅力や住みやすさなどを戦略的・効果的に発信することで、本市の認知度やブランドイメージの向上を図り、本市に対する「誇り」・「愛着」・「共感」を醸成する。

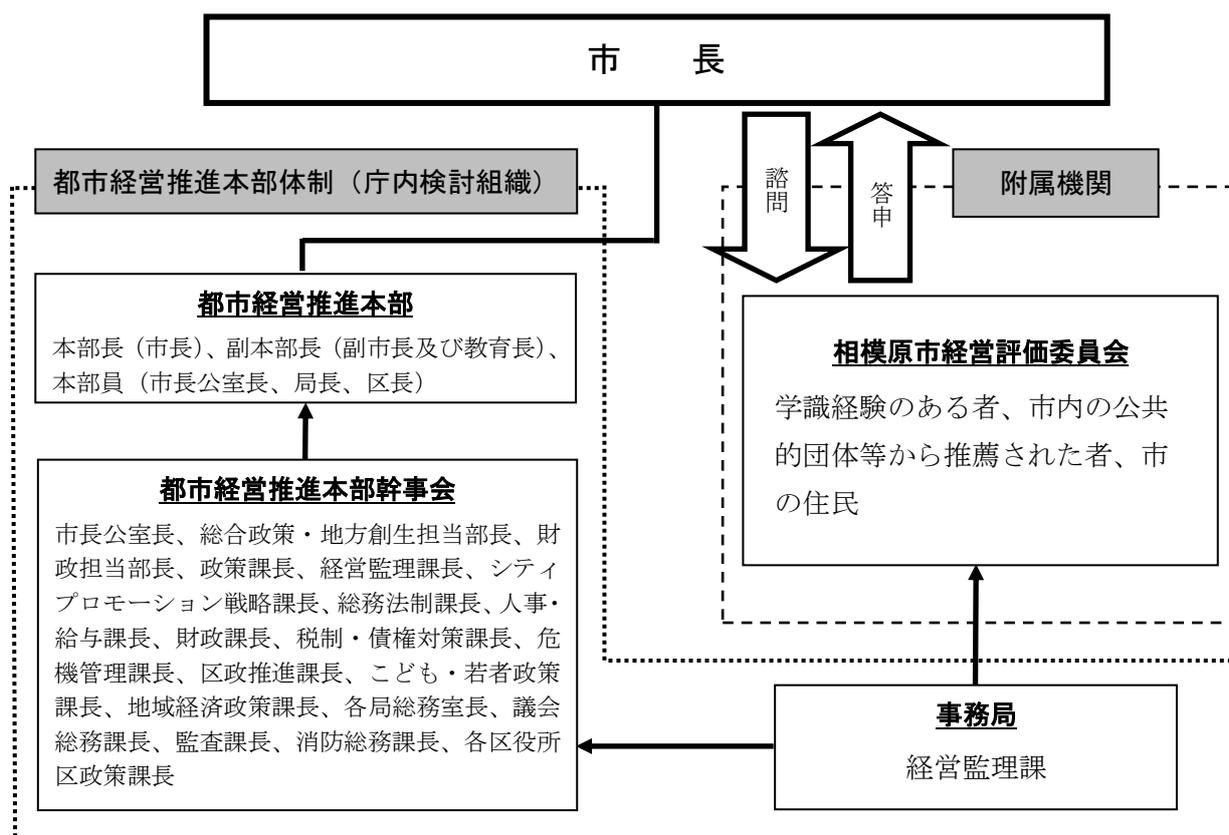
4 策定体制

(1) 市経営評価委員会（附属機関）

広範な視点から検討を行うため、学識経験のある者、市内の公共的団体等から推薦された者、市の住民の10人以内で構成する市経営評価委員会に諮問を行う。

(2) 都市経営推進本部体制（庁内検討組織）

都市経営推進本部及び都市経営推進本部幹事会による全庁的な体制の下で検討を行う。



5 策定スケジュール

令和6年	11月	策定方針の公表
	11月	市経営評価委員会に諮問
令和7年	4月	市経営評価委員会から答申
	5月	市議会に説明
	6～7月	パブリックコメント実施
	8月	策定